

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年12月22日
事業者 の 氏名 又は 名称	株式会社みなとみらい(法人番号7470001012742)(代表者 宮下浩二)
事業者 の 所在地	香川県坂出市林田町1613番地1
営業所 の 名称	本社営業所
営業所 の 所在地	香川県高松市勅使町93-1
行政処分等 の 内容	事業の停止(37日間)、輸送施設の使用停止(320日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項第1号、同条第1項第2号、同条第4項、第24条、第27条第1項、道路運送法第95条
違反行為の概要	<p>令和6年3月7日に、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、16件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号) (2)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項) (3)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第3条の5) (4)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (5)アルコール検知器を常時有効に保持していなかったこと(安全規則第7条第4項) (6)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項) (7)運転者等の業務について定められた事項の記録を改ざんしていたこと(安全規則第8条) (8)運行記録計による記録に改ざんしていたこと(安全規則第9条) (9)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (10)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項) (11)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項) (12)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項) (13)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項) (14)自動車事故報告書について虚偽の報告を行っていたこと(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第24条) (15)名義貸しを行っていたこと(法第27条第1項) (16)事業用自動車の車体に名称又は記号を表示していなかったこと(道路運送法第95条)</p>
当該違反点数(営業所)	69点
違反点数(事業者)	79点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年12月22日
事業者 の 氏名 又は 名称	岬陽運送株式会社(法人番号7490002007731)(代表者 橋口信之)
事業者 の 所在地	高知県高知市仁井田4513番地
営業所 の 名称	本社営業所
営業所 の 所在地	高知県高知市仁井田4513番地
行政処分等 の 内容	輸送施設の使用停止(58日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、同条第4項
違反行為の概要	<p>令和7年2月28日及び同年3月7日に、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間、連続運転時間及び1週間当たりの運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者等の業務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(7)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(8)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年12月23日
事業者の氏名又は名称	有限会社舟田運輸(法人番号8500002024014)(代表者 舟田達也)
事業者の所在地	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城1番6
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城1番6
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、同条第4項
違反行為の概要	<p>令和7年3月4日に、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、10件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び1日当たりの運転時間の限度を超えること、また所定の休息時間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項) (3)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項) (4)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (5)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (6)運転者等の業務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条) (7)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (8)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (9)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (10)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	新宮郵便局	愛媛県四国中央市新宮町新宮467	輸送施設の使用停止(41日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月27日及び同年9月26日に監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			神和郵便局	愛媛県松山市元怒和甲1809-24	輸送施設の使用停止(28日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月5日に監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			川之江郵便局	愛媛県四国中央市金生町下分857-1	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月26日に監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			玉川郵便局	愛媛県今治市玉川町大野甲133-9	輸送施設の使用停止(29日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年10月7日に監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	三本松郵便局	香川県東かがわ市三本松1714	輸送施設の使用停止(23日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			白鳥郵便局	香川県東かがわ市湊1952	輸送施設の使用停止(21日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			琴平郵便局	香川県仲多度郡琴平町665	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施したところ、4件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			高瀬郵便局	香川県三豊市高瀬町新名952-4	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月5日に監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	0	0

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	丸亀郵便局	香川県丸亀市大手町三丁目5-1	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月5日に監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			江川崎郵便局	高知県四万十市西土佐江川崎字下宮地180-3	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月9日に監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			長沢郵便局	高知県吾川郡いの町長沢139-10	輸送施設の使用停止(98日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月18日に監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			大崎郵便局	高知県吾川郡仁淀川町大崎176	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月19日に監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	山川郵便局	徳島県吉野川市山川町翁喜台153-3	輸送施設の使用停止(22日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月17日に監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			日和佐郵便局	徳島県海部郡美波町日和佐浦119-4	輸送施設の使用停止(90日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月26日に監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			宍喰郵便局	徳島県海部郡海陽町宍喰浦字松原14	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年9月26日に監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			堀江郵便局	徳島県鳴門市大麻町池谷大石11	輸送施設の使用停止(90日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年10月7日に監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	阿波郵便局	徳島県阿波市阿波町庚申原75-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年5月22日に監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			加茂谷郵便局	徳島県阿南市加茂町不け105	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年6月24日に監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			多家良郵便局	徳島県徳島市多家良町小路地65-4	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			徳島西郵便局	徳島県徳島市国府町府中12-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)	0	0

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。